

続道祖神考

本位田重美

道祖神ほど雑多な性格を持っているものは他にないであろう。ちょっと考えてみただけでも次のような性格が数えられる。

- 1、農耕神として収穫の豊穰をもたらす。
- 2、衢の神として災害の侵入を防ぐ。
- 3、性神として男女の和合・子孫の繁栄をはかる。
- 4、手向の神として旅客の安全をまもる。
- 5、子供の守り神として病氣から守り、また学芸技能を向上させる。
- 6、足・耳・齒などの神として患部をなおす。
- 7、荒ぶる神として、不信の者に祟をなす。

これらの性格は時としては単独で、また時としてはいくつかの習合した形で現われるが、それらの性格は道祖神の形

式と密接に関係していると思われる。そこで、文化庁編集の「日本民俗地図」のうち道祖神の形式分布図によって調べてみると、だいたい次のようになっている。まず西日本では猿田彦神社乃至は猿田彦の文字碑が圧倒的に多く、中部・関東の長野・山梨・群馬・神奈川あたりには男女双立神像が多いが、また山梨を中心とする地域には丸石を祀ったものが相当数ある。さらに東北地方には陽物信仰が顕著に行われている。もともと、この分布図は、「緊急調査」とあって、そのせいであろうか、多少杜撰な点も見られるようである。たとえば、京都では一例の報告もないが、誰でも知っているように、出雲路の幸神社、五条の道祖神など昔から有名で、現に出雲路のは丸石の神体が今日も残っているのである。また兵庫県でも但馬地方に立木や自然石を神体とする道祖神が数多く見られ、この図にはなお相当な補正を加えなければならぬ点もあると思われる。しかし、大体の傾向なら察知することができるであろうから、上述の概観はまず認めておいてよいと思う。以下、これに従い、猿田彦、双立神像、陽物、丸石等の信仰について順次述べてゆくことにする。

一

猿田彦は、記紀神話の天孫降臨の段に見える神で、皇神の降りますにあたり、天の八衢に立って道をふさいでいたが、天鈿女の呪術にあって、ついに天神を導いて降臨を果させたという。⁽⁴⁾ 日本書紀神代下の一書にはその風貌まで詳細に記載されているので、左に掲げることにする。

已而且降之間、先驅者還白、有二神、居天八達之衢。其鼻長七咫、背長七尺餘。當言七尋、且口尻明耀。眼如八咫鏡、而純然似赤酸醬也。卽遣從神往向。時有八十萬神。皆不得自勝相問。故特勅天鈿女曰、汝是自勝於人者。宜往問之。

天鈿女、乃露其胸乳、抑裳帶於臍下、而咲曠向立。是時、衢神問曰、天鈿女、汝為之何故耶。對曰、天照大神之子所幸道路、有如此居之者誰也。敢問之。衢神對曰、聞天照大神之子、今當降行。故奉迎相待。吾名是猿田彦大神。時天鈿女復問曰、汝將先我行乎。抑我先汝行乎。對曰、吾先啓行。天鈿女復問曰、汝何處到耶。皇孫何處到耶。對曰、天神之子、則當到筑紫日向高千穗櫛觸之峯。吾則應到伊勢之狹長田五十鈴川上。因曰、發顯我者汝也。故汝可以送我而致之矣。天鈿女還詣報狀。

これによると、猿田彦は鼻の長い巨人で、口尻が照り耀き、目は大きくて赤ほおずきのようなという。「口尻」は、口と尻の意かそれとも口のわきの意か明らかでないが、もし前者であるとすると、猿田彦の原体が大きな猿猴であつたとする説に有力な論拠を与えることになる。しかし、そう軽々に判断するわけにもゆかないので、ここでいおう猿田彦の名義からんでその本性を何と見るか、従来の説について振りかえておくことにする。

まず本居宣長は、尻シリアカケラヒコ明光彦シリアカケラヒコのりとアとを省いた「シカル」を約めたものが「サル」、「テラ」を約めたものが「タ」なので猿田彦というのだと説明する。しかし、このような音約説は信じることができないので、ここでは最近での有力と見られる説を若干あげておくことにしたい。

伊波普猷(5)氏は、サルダはサダルという琉球語が措置法（隣音交換）によつてサルダになつたもので、このサダルは先立てる、先導するという意であるから、サルダヒコはサダルヒコ（先導する神）の変形したものととして、意義上何の不都合も生じない、と説いている。この説はおもしろいけれども、猿田彦の本性を先導するという一点からしかとらえていないのがもの足りない。それでは、猿田彦の神は降臨説話の成立後に作られた名称となるからである。

次に、次田潤(6)氏は右に引用した日本書紀の一書に「吾則応到伊勢狹長田五十鈴川上」とある一節に着眼して、猿田彦は狹長田の地に帰つた神であるから、猿田と地名の狹長田とは無関係ではないと考えられる、サナダとサルダは相通する音である、と述べておられる。この猿田彦を伊勢と関係づける説としては、他に日本古典文学大系本「日

本書紀」の頭注（大野晋氏筆敷）の説がある。すこし長いが、その全文を引用する。

猿田の名義は、従来未詳。試みに言えは、サは神稻の意、サヲトメ・サツキ・サナへのサと同じ。ルは、ヒルメ（日の女、日靈）・ヒルコ（日の子）のルと同じ、助詞ノにあたる。助詞ノは、タナゴコロ・マナコなどに見るように、ナともいう。タは田。従つてサルタはサナダと同じで、サ（神稻）ル（の）田の意であろう。この神は伊勢の狭長田（サナダ）に住むというが、サナダも神稻の田の意。この五十鈴川のほとりに、後に天照大神を降す。猿田彦神は衢神・岐神とされているので、道祖神に擬せられており、道案内をすることになっている。衢神は、岐神。部落の入口の三叉路に、邪神の侵入を防ぐために立てられた陽石または男女の像であろう。なお猿田彦と伊勢との関係は次の点からも考えられる。記に、書紀にはない話であるが、猿田毗古神が「阿邪詞に坐す」という。アザカは、伊勢國志郡（今、三重県一志郡）の地名で、延喜神名式に同郡阿邪加神社があり、続後紀以下に授階のことが見える。なお皇太神宮儀式帳や倭姫世紀ではアザカの神は伊勢の荒ぶる神とされている。

次田説・大系説とも伊勢との関連を認め、狭長田という地名を本縁とする点で共通している。この説が認められれば、猿田彦はもと伊勢阿邪詞附近を本拠とした土着神で、狭長田という名から推して、農耕神として祀られていた神ではないかと思われる。皇太神宮儀式帳や倭姫世紀に荒ぶる神と記されているのは、伊勢に天照大神が祀られ、天孫族の聖地となつてから後も、かつて天孫族の進路に抗して兇暴な殺戮を行った土着神のイメージが残っていて、それがここに表現されているのであろう。農耕神であるとすれば、長い鼻も生産力を象徴する陽物を像つたものと考えることができるとであろうし、また天の八衢に立つて天孫族の降臨を待ち受けたのも、兇暴勇猛な神で、外敵の侵入を防遏すると信じられていたことを示すのではないか。

以上のような農耕神と見る説に対して、もう一つ、先にもちょっと触れておいたとおり、猿田彦の原体は巨大な猿猴と見る意見がある。本居宣長も書紀一書に記された猿田彦の風貌から猿の姿を觀じ取っているが、南方熊楠氏は、古事記に

故、其猿田毘古神、坐_三阿邪訶時、為漁而、於_三比良夫貝、其手見_二昨合_一而、沈_三溺海鹽、故其沈_二居底_一之時名、謂_三底度久魂、其海水之都夫多都時名、謂_三都夫多都御魂、其阿和佐久時名、謂_三阿和佐久御魂。

とある記事を引用して、猿田彦神が比良夫貝を取ろうとして手を挟まれて溺死したようすは、近頃まで熊野の僻地の海岸で猿の群れが蟹や貝に手を挟まれて悲鳴をあげる情景を目撃した老人が多かったというから、猿の習性として解積することができると、この点から考えると、猿田彦は大きな猿で、その赤い顔、鋭い目はよく邪禍を退けうると信じられていたのであろうと言っている。さらに、松岡⁽⁸⁾静雄氏は、サルダはサルダの転呼で、サルダはサル樂を演ずる人、すなわち後の優人の義であると言っている。サルを物真似をし、滑稽な所作をすること、すなわち道化の意とするのである。そうだとすると、上掲の比良夫貝の説話は、荒ぶる神猿田彦が天孫族に帰順し、その服従⁽⁹⁾のあかしとして、祭の場で演じた戯昧の所作がここに投影されたものと見ることができるのであって、被征服民の優人的性格が祖神猿田彦に凝縮され、サルドー——サルダの名を負うに至ったことになるであろう。猿田彦が伊勢地方における被征服民の祖神とするならば、前述の次田説、大系説とも相通する点が出てくるわけであって、外に對しては兇暴勇猛であり、内に対しては農耕神として収穫の豊穰をもたらす神が、ついに侵入者に征服せられ、優人として祭の庭で戯昧の所作を演ずる、それが猿田彦の神格なのだと考えることができると思う。なお、ここで若干つけ加えるならば、皇極紀四年正月の条に、都の周辺の丘・川・寺の間に遙かに見えるものが十あるいは二十ばかりあり、猿の鳴声⁽¹⁰⁾が聞えてくる、近づいて見るとその姿は見えず、ただ鳴声ばかりであった、時の人はこれを伊勢大神の使と称したと伝えている。猿田彦が天照大神を五十鈴の川上に導き奉ったのであるから、猿田彦は大神の從神であつたわけで、当時それが猿身を持つものと考えられていたことは、この皇極紀の伝承からも窺うことができるのではないかと思う。次に、猿田彦の本体が猿身であるとなると、その神格として次のようなことも考えられるのではないかと思う。今昔⁽¹⁰⁾

物語卷二十六第七話は

今ハ昔、美作国ニ中參・高野ト申神在マス。其神ノ体ハ、中參ハ猿、高野ハ蛇ニテソ在マンケル。毎年三度其ヲ祭ケルニ、生贄ヲソ備ヘケル。其生贄ニハ国人ノ娘ノ未ダ不嫁ヲソ立ケル。

という文で始まる物語で、結局はこの人身御供をとる猿が東国の狛師に打たれるのであるが、右の中參・高野の両神が猿と大蛇であったことは興味深い。蛇が淫欲の深いものであることは、風土記や日本靈異記を初め諸書に散見するところであるが、猿がその蛇と並んで未婚の女子を人身御供として要求するところを見ると、猿も同様に考えられていたことは明らかである。ただ蛇の場合ほどは古い文献に姿を現わさないのが不安であるが、狛々の淫欲の深いという点に関しては、今日でも全国的に信じられているところであるから、その起源も相当古いものと見てよいのではなかろうか。もしそうなら、猿田彦に性神的な要素があり、その長い鼻は当初から陽物の象徴と見られていたのではないかと思われる。

三

次に双立神像について述べなければならないのであるが、その起原が相当古いと思われることについては、前稿⁽⁴⁾にやや詳しく述べておいたので、今は省略することとし、ここでは東北地方に広く分布する金精（金勢）信仰について述べることにする。この金精と称する陽物信仰が、道祖神の一形態であることは、両部神道で金精神が道祖神に当たるといわれていることから察せられるが、また橘南谿の東遊記卷三に、

出羽国渥美の駅あたりの街道の両方に、岩の聳えたる所には、幾所ともなく、必岩より岩にしめ縄を張り、其しめ縄のもとに、

木にて細工よく陰蓋の形を作り、道の方へむけて出しあり。其陰蓋甚大にして長七尺ばかり、ふとさ三四尺周も有べし。あまりけしからぬもの故、所の人に尋れば、是は往古より致し来れる事にて、さいの神と名附て、毎年正月十五日に新敷作り改むることなり。

と見え、陽物がさえの神と称せられ、また正月十五日に祭が行われるという点、まったく道祖神にほかならないのである。このような陽物信仰の古い記録としては、古語拾遺に次のような記事が見える。

昔在神代大地主神營田之日。以牛安食田人。于時御歲神之子。至於其田唾響而還。以狀告父。御歲神發怒。以蝗放其田。苗葉忽枯損似篠竹。於是大地主神令片巫止馬。占求其由。御歲神為祟。宜獻白猪白馬白鷄以解其怒。依教奉謝。御歲神答曰。實吾意也。宜以麻柄作持之。乃以其葉掃之。以天押草押之。以烏扇阿不氣。若如此不出去者。宜以牛安置溝口。作男荳形以加之。是所以厭其心也。以童子蜀椒吳桃葉及鹽。班置其畔。古語以意仍從其教。苗葉復茂。年穀豐稔。是今神祇官以白猪白馬白鷄祭御歲神之緣也。

これは、神祇官で御歲神の祭に白猪、白馬、白鷄を供えるようになった所以を説明した記事である。昔、大地主神が田を営るにあたって穢れを犯したので、御歲神の怒を買ひ、蝗を田に放たれたので、稲は枯死寸前となった。そこで大地主神はその理由を占ったところ、それは御歲神の祟であるから、白猪、白馬、白鷄を献じてその怒を解くがよいという。大地主神が教えのままにすると、御歲神は蝗害駆除の方法として次のように教えてくれた。すなわち、麻柄の持、麻の葉の帚、押草の押棒、烏扇の扇を作り、それで蝗を押し出し扇ぎ出せ、もしそれでも出て去らない場合は、溝の口に牛の肉を置き、男荳の形を作つてそれに加え、また童子、蜀椒、吳桃の葉、塩を畔に撒いておくようにというのである。大地主神がそのとおりにすると、苗葉が再び茂り豊穰であったという。「是所以厭其心也」という注の意味は、具体的にはつかむことがむずかしいけれども、牛の宍は、節分の鯛の頭や沖繩のシマフサラにつける豚

の骨などのように、その強い臭によって悪い精霊の侵入を防ぐことができると考えられていたのであろうし、また男茎は、生産力そのものが強い霊力の存在を意味するので、どういふ精霊にもうち尅つことができると信じられていたのではなからうか。すなわち、この注の意味は、稲作の豊穰をさまたげようとする精霊の心を呪物をもって和らげ思いとどまらせる所以だというのであろうと思われる。これに對して、薏子、蜀椒、呉桃の葉、塩を畔に撒くというのは、ここに見える三種の植物が、延喜式典藥寮の諸国よりの進貢雜葉の中にその名が見える点より押し、害をなす精霊の去つた後を潔める意味を持つものかと思う。さて、以上のように、生産力を象徴し、また悪霊を卻けるという陽物像信仰が、すでに古語拾遺の昔に存在していたことがわかるのであるが、そうすると、この信仰は、今日ではさう濃厚には見られない畿内地方をはじめとする各地でも、かつては日常目に触れる普通の信仰であつたに違いない。道祖神分布図によると、今日でも九州、山陰、東海、東山地方に陽物像が若干あると記されているが、実はそれだけではなく、わたくしの見たところでは近畿圏だけでも相当多数存在するし、また陽物を奉賽物とする例は松江の八重垣神社をはじめとしてしばしば見られるところである。今川了俊の道ゆきぶりに

又いささか行すぎて、川のほとりちかく石の塚ひとつ侍り。出雲路の社の御前に見ゆる物のかたども一二侍りしをなにぞと尋しかば、此道をはじめとをるたび人は、たかきもいやしきもかならずこれをとり持て、石のつかをめぐりてのち、おとこ女のふるまひのまねをして通る事と申しゝか。いとかたはらいたきわざにてなん侍しかな。

と見えるが、これは市川のほとりにあつた道祖神のことを記したものである。これによると、この道祖神には陽物がそなえてあり、それは出雲路の社にあるのと同じであるという。この道祖神は現在には姫路の総社に移されているが、そこでも、また出雲路の社でも、今ではそのような奉賽物を見かけることはないけれども、かつては都の周辺でもこのような風習が日常茶飯事のように行われていたことを知るべきである。

さて東北地方の金精神信仰の起源については、根岸守信の耳袋第一巻に記されているのが著名である。その概要は次のとおりである。津軽の道中に黒銅製の陽物を神体とする道祖神があり、縁起として伝えるところによると、同地の長者の娘に、与仁に鬼牙の生えたのがおり、結婚すると聶はたちまち食い切られて死ぬのであったが、これを聞いたある男が望んで聶となり、時に臨んで黒銅のものとすりかえたため、鬼牙は折れ砕け、その後は平穩な夫婦生活を送ることができたという。今、金精を祀るのはその縁であるというのである。これはもちろん荒唐の説にすぎない。金精神仰の起源はそのような近世あたりのことではなく、ずっと古いのである。金精という呼称自体もまた、それが兩部神道に淵源する以上、中世より溯らせることはむずかしいであろう。しかし、この信仰自体はおそらく稲の栽培とともにもたらされたもので、地域による相違はあるにせよ、すくなくとも中古時代には始まっていると見なければなるまいと思う。

四

道祖神の神体に丸石を用いることも、その起源はかなり古いのではないかと思われる。信貴山縁起にも道の辻に丸石と矢箭形のひもろぎが描かれており、これが道祖神と見られていることは周知のとおりである。殿曆(66)の天仁元年四月廿九日の条に

早且に自院被仰云、暫不可参仕、有奇思食事也。中門廊ニサへ神ミテクラなとを立タリ云々。甚奇事、大略院ヲ呪咀シ申敷。という記事があり、また同天仁二年五月十五日の条には、

依御惱、皇后宮亮清実朝臣(源)家御門(京極大炊)に可渡御、而件所屋上置道祖神形也(本像)。仍有御卜不吉(云々)、仍行啓止了(件事人所為歟)。

と見える。後の記事の道祖神は木像であったというから、双立神像か単身神像かは不明であるけれども、神像を彫つたものであることは間違いない。また、中門廊に立ててあつたというサへの神も、後の記事の例から推してやはり木彫神像であつたと見るべきかと思うが、一方みてぐらといつしよに立ててあるところを見ると、あるいは信貴山縁起のようなものではなかつたかとも思われる。もしもそうだったら、丸石道祖神は院政期から存在していたことになるのだが、断定はできない。それよりもこの記事で注目すべきことは、道祖神が呪咀に用いられたということである。清実朝臣家の屋上の道祖神は呪咀のためのものとは記していないけれども、「件事人所為歟」という注記は、この記事の筆者は呪咀と受け取っていたことを示している。

道祖神を呪咀に用いるということは、荒ぶる神としての神格が特に強く打ち出されているのであろう。源平盛衰記に、実方中将が奥州名取郡笠島の道祖神の前を乗馬のまま通りすぎたので、その怒りに触れ、馬もろともに倒れて死んだと伝えている。もちろん信ずべからざる説話であるが、時によつては人をも取り殺すという荒ぶる神の神格が、少なくとも院政期頃には一般化していたことは信じてよいと思う。道祖神の性格がこのように変わってくると、神格の象徴である神体の形式も、双立神や陽石ではふさわしくないと感じられるようになり、次第に丸石形式のものが現われてくることになったのではあるまいか。もともと石は神の憑代と考えられていたのであつて、風土記などには神靈の宿つた石神の記述が随所に見られるし、今も、たとえば加古川沿岸の屋敷神など大部分が石を神体としている。これらの信仰の対象となっている石は、自然石よりも丸石である場合が多いが、それはただ、神が宿る以上、何か特異な形をしている方が靈威を感じるというのにすぎないであらう。

なお、丸石形式のものが多くなつていったのは、また次のような事情も考えられると思う。時代の変化につれ、双立神像や陽石形式のものはあまりにも露骨で、公衆の面前にさらしておくことを憚るようになり、次第に丸石形式の

ものを神体とし、ひもろぎなどによってそれと示すことになったとも言えるのではないか。それが都の内外では丸石形式のものが多く、地方に離れるほど双立神像や陽石の多くなってゆく理由かと思われる。

甲州地方に丸石形式のものが多い理由はわからない。祟をなす神という信仰が強かったのか、それとも旧藩時代に双立神像や陽石を猥雑として禁止するような政策がとられたのか、どちらかであろうと思うが、それらは今後の研究課題である。

五

以上で道祖神のおもな形式のうち、前稿で言い残してあった猿田彦、金精、丸石について概観したわけであるが、これらの各形式が、道祖神の諸性格のどのような部分を主として担ってきたかを考えてみると、だいたい次のようになるであろう。

- 1、双立神 農耕神・衢神・性神・手向神
- 2、猿田彦 農耕神・衢神・性神・手向神・荒ぶる神
- 3、金精神 農耕神・衢神・性神
- 4、丸石 農耕神・衢神・荒ぶる神

これはもちろん、今日においても各形式がそれぞれこのような性格を担うものとして意識されていると言っているのではない。地域によってさまざまに意識の厚薄があり、また右以外の性格を意識しているところも少なくはないであろう。そのような場合にはさまざまに他の要素をつけ加えることによって、性格を強調し、また不足を補うことにな

る。たとえば、兵庫県津名郡北淡町の富島と仁井との境にある道祖神は、額に道祖神と記してあるが、神体は陽石と見られる石であつて、土地の人々には咳氣がいきの神さんとして親しまれている。これは、いうまでもなく、部落の境界すなわち関の神をもじつたもので、現在では子供の守り神であるが、もとは部落の境に立つて悪霊の侵入を防ぐ神であつたことを示している。さらに、この社の奉賽物は草鞋で、旅客を守る手向けの神であつた痕跡をとどめている。このように、ある道祖神の性格は、単に神体だけではなく、他に、神社名、立地条件、奉賽物、祭礼の様式など、さまざまな要素を加えて初めて完全に捉えることができるのである。

このように、ある形式たがひだけでは、その地域の人々の抱くイメージを表現することができないからであろうか、奉賽物や祭礼を別としても、いくつかの形式の抱合した形で祀られていることが多い。たとえば猿田彦は西日本に多いと言つたが、関東、東北にもないわけではなく、伊豆七島には猿田彦の文字碑が道の辻にあるし、その他の各県にも双立神像の傍に猿田彦の文字碑があつたり、また猿田彦神社の額があつた祠の中に陽石や丸石の置かれている例も決して少なくはないのである。それらは民俗地図の解説書の中にいくつも報告されている。鳥取県西伯郡は西日本では珍しい双立神地帯であるが、その岸本町吉永にある道祖神像は、双立神といふものの、猿田彦と天鈿女が陽刻されていて、猿田彦像と双立神像との抱合した姿が見られる。

次に、道祖神の奉賽物としては、陽物を用いることが多いが、それは前掲の東遊記や道ゆきぶりに見えるように、かなり古くから行われていた習俗かと思われる。今日ではだんだん少なくなつてきているが、それでも八重垣神社のような例はしばしば耳にするとある。陽物の他には、草鞋、藁馬などが多い。道祖神は足が悪いからだとか一本足だからだとか言われているが、こういう伝承もかなり古いものかと思われるのであつて、前稿に引用しておいた(9)今昔物語の道公の説話などこれを証している。しかし、この起源は実はもっと古く、道祖神が旅客の安全を守る手向

の神であった当時の習俗が投影されているのではないかとわたくしは考えている。

最後に、道祖神の祭について一言つけ加えておきたい。中部、関東地方では一月十五日の左義長を道祖神の祭日とし子供をその司祭とする所が圧倒的に多い。中国地方でも「さえの神は十五日」という歌でわかるように祭日は多く一月十五日であった。もともと左義長と道祖神の祭とは無関係のものであったと思われるが、それではなぜ両者が結びつくようになったのであろうか。対馬の上県郡伊奈では、道祖神祭は火祭だと考えられているが、わたくしの臆測では、十二支の申は、方向としては西南西にあたり、西は五行の火にあたるので、いつしか猿田彦と火が結びつけられ、火祭である左義長が道祖神祭となったのではないかと思う。とすれば、双立神地帯のサエノカミマツリもやはり猿田彦がかかわっているのである。

注(1) 文化庁編集「日本民俗図Ⅲ」昭和四七年三月発行。

(2) 凡例に「民俗資料緊急調査票」を資料としたむね記してある。

(3) 日本古典文学大系本による。

(4) 古事記伝巻十五。

(5) 伊波普猷「孤島苦の琉球史」所収「猿田彦の話」。

(6) 次田潤「古事記新講」。

(7) 「郷土研究」第三卷九号、南方熊楠「子供の背守と猿」。

(8) 松岡静雄「日本古語大辞典」六四七―八ページ。

(9) 記紀の海幸彦、山幸彦の説話の終りの部分に、海幸彦の子孫である隼人族が、後世まで宮廷の祭の場で水に溺れるさまを演じることの起源を述べているが、これは、天孫族に征服された隼人族の子孫が、かつての帰順の経緯を祭の場で戯史的に再現してみせているのであって、これが被征服民族の帰順のあかしであったと考えられる。猿田彦の場合も同様であると見られる。

- (10) 日本古典文学大系本による。
- (11) 「人文論究」第二〇号一号、拙稿「道祖神考」。
- (12) 八重津輝勝「性神古書詮義」。ただし、この書未見。松村武雄「日本神話の研究」第三卷第十五章による。
- (13) 有朋堂文庫本による。
- (14) 群書類従本による。
- (15) 岩波文庫本による。
- (16) 大日本古記録本による。
- (17) 前掲(注①)。
- (18) 今昔物語語卷十三。本朝法華験記第二二八話にも見える。